

## 公募のお知らせ

業務委託名 「改訂京都市自転車総合計画中間見直しに関する  
調査業務委託」

平成26年5月  
京都市建設局

業務委託受託候補者の選定を公募型プロポーザルで実施しますので、次のとおり公募します。

平成26年5月23日

京都市長 門川 大作

## 1 公募対象業務に関する事項

### (1) 業務委託名

改訂京都市自転車総合計画中間見直しに関する調査業務委託

### (2) 業務委託案件の特質など

応募時に配布する本業務に関する書面（以下「仕様書等」という）は、以下のとおりです。

ア 改訂京都市自転車総合計画中間見直しに関する調査業務の業務委託仕様書

イ 改訂京都市自転車総合計画中間見直しに関する調査業務委託の業務受託候補者選定に係る実施要領

ウ 改訂京都市自転車総合計画中間見直しに関する調査業務委託の業務受託候補者選定に係る審査基準

エ 改訂京都市自転車総合計画中間見直しに関する調査業務委託の業務受託候補者選定に係る技術提案の審査等説明書

### (3) 履行期限

契約日の翌日から平成27年3月13日まで

### (4) 成果物納品場所

京都市建設局自転車政策推進室

## 2 応募者の資格に関する事項

応募者の資格要件は、平成11年度以降に、国又は地方公共団体が発注した自転車総合計画の策定業務を元請けとして受注し履行済である者とする。

ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、応募できないこととする。

(1) 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者

(2) 有資格者名簿に登載されていない者にあつては、募集開始日現在において、次の各号に該当する者

ア 引き続き2年以上営業等を行なっていない者

イ 納税義務者にあつては、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税が未納となっている者（本市に市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使

- 用료를納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者)
- ウ 応募する個人，法人又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
  - エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人，支配人その他の使用人又はプロポーザル代理人として使用する者
  - オ 応募する個人，法人の代表者，役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く）
  - カ 応募する個人，法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして，公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者
  - キ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者
  - ク 会社更生法の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ケ 民事再生法の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
  - コ 応募する個人，法人にあつては役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

### 3 仕様書等の配布方法と配布期限

#### (1) 配布方法

平成26年5月23日から，5の場所において無償で配布します。

ただし，市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時までとします（正午から午後1時までを除く）。

#### (2) 配布期限

本プロポーザル実施についての問い合わせ期限である平成26年5月29日までとします。ただし，市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時までとします（正午から午後1時までを除く）。

### 4 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定は，京都市建設局技術審査委員会及び受託候補者選定部会において，技術提案書及びヒアリング（プレゼンテーション）により行います。評価項目は，下記のとおりとします。

- (1) 予定技術者（管理技術者，主任技術者）の実績等
- (2) 予定技術者（管理技術者，主任技術者）の有する資格，経験年数
- (3) 専門技術力の確認
- (4) 本業務に対する理解度
- (5) 提案内容の的確性
- (6) 全般

## 5 資料の配布の場所と期間

- (1) 配布方法  
平成26年5月23日から，8（1）の場所において無償で配布します。
- (2) 資料の配布の期間  
平成26年5月23日～平成26年5月29日まで（市役所閉庁日を除く。）  
上記の期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## 6 技術提案書の提出について

- (1) 提出書類
  - ア 技術提案書（別記様式1～6）
  - イ 会社概要（様式は任意）
  - ウ 履歴事項全部証明書（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）
  - エ 納税証明書（提出日の直前2事業年度の納税に係る証明書）
    - (ア) 所得税又は法人市民税，消費税及び地方消費税
    - (イ) 市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市において課税のある場合に限る。）
  - オ 法人にあつては財務諸表（提出日の直前2事業年度の各年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含むものに限る。），個人にあつては直前2年間の確定申告書の写し
  - カ 印鑑証明書（提出日の前3箇月以内に発行されたもの）
  - キ 誓約書（様式Ⅰ）
  - ク 暴力団排除措置に係る誓約書（様式Ⅱ）  
※本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿に登載されている方は（2）以下の書面の提出は不要です。

なお，「改訂京都市自転車総合計画中間見直しに関する調査業務委託の業務受託候補者選定に係る審査基準」第2条に記載の資格要件については，業務実績を証明し得る契約書の写しを添付するものとし，必要に応じて設計図書の写しを添付してください。

- (2) 提出部数  
3部（正本1部，副本2部）

### (3) 提出期限及び方法

平成26年6月10日午後5時までに、8(1)の場所に持参してください。(ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))これ以外の手段(郵送, FAX, 電子メール等)による提出は受理しません。

## 7 ヒアリング(プレゼンテーション)の実施について

ヒアリング(プレゼンテーション)については、提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主に目的として平成26年6月19日(時間, 場所は未定)に実施することを予定していますが、詳細は別途通知します。

なお、日程は変更することがあります。ヒアリング(プレゼンテーション)については担当者3名以内(管理技術者, 主任技術者を必ず含むこと)が出席することとします。

## 8 問い合わせについて

### (1) 手続等に関する問い合わせ先及び技術提案書提出先

京都市建設局建設企画部監理検査課(担当: 藤田, 大原)

電話 075-222-3548 FAX 075-213-0149

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

### (2) 業務内容に関する問い合わせ先

京都市建設局自転車政策推進室(担当: 青柴, 高瀬)

電話 075-222-3565 FAX 075-213-0017

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

### (3) 問い合わせ方法

ア 本プロポーザルについての問い合わせは、原則として書面(様式自由)により、平成26年5月29日午後5時(市役所閉庁日を除く。)までに行ってください。また、問い合わせについては、持参, 郵送, FAXのいずれかの手段を利用してください。郵送, FAXによる問い合わせを行った場合には、着信確認を行ってください。郵送の場合は期限日の消印まで有効とします。

イ 問い合わせに対する回答は、上記問い合わせ期限の翌日から起算して概ね5日(市役所閉庁日を除く。)以内に、京都市建設局建設企画部監理検査課ホームページにて公開する予定です。

監理検査課 HP (<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-3-0-0.html>)

## 9 受託候補者の選定

受託候補者は、提出された技術提案書の内容に関する確認や補足説明を受ける技術提案書に対するヒアリング(プレゼンテーション)により審査を行い、受託候補者を選定します。

## 10 選定結果の通知

- (1) 審査による選定結果は、技術提案書を提出した応募者に対し理由とともに文書により通知いたします。
- (2) 審査により選定されなかった場合には、前項(1)の通知を行った翌日から起算して5日間以内(市役所閉庁時を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))に京都市建設局技術審査委員会に対して、非選定の理由に関する説明を求めることができます。この場合の請求は、文書(様式自由)により行ってください。
- (3) 前項(2)に係る請求が行われた場合は、京都市建設局技術審査委員会より、請求の書面を収受した日から起算して10日間以内に(市役所閉庁日を除く。)に文書により理由を回答します。
- (4) 前項(2)に規定する請求に係る文書の提出先は、以下のとおりとし、持参、郵送、FAXのいずれかの手段を利用してください。郵送、FAXによる提出を行った場合には、着信確認を行ってください。郵送の場合は期限日の消印まで有効とします。

### 提出先

京都市建設局建設企画部監理検査課進行管理係(担当:藤田, 大原)  
電話 075-222-3548 FAX 075-213-0149  
住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

## 11 契約の締結

- (1) 選定された受託候補者とは、評価した技術提案書を基に協議を行ったうえで、業務委託仕様書を再度作成し、価格交渉を行い、業務委託契約を締結します。なお、受託候補者との協議が整わない場合、評価点の高い提案者と順次契約に関する協議を行います。
- (2) 概算予定価格は、以下のとおりで、契約金額の上限も同額とします。  
12.5百万円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
- (3) 契約後において、技術提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがあります。

## 12 その他

- (1) 技術提案書に記載された管理技術者及び主任技術者は、その変更合理的な理由があり、同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合を除き、受託候補者選定期間中、及び本事業履行期間中、技術提案書に記載された技術者を変更することはできません。

- (2) 技術提案書作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された技術提案書は、返却しません。
- (4) 提出された技術提案書は、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、これを申請者に公開する。ただし、第7条第2項に該当する場合を除きます。
- (5) 技術提案書の提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがあります。
- (6) 第三者が所有する土地に、無断で侵入し調査等を行わないこととします。

(様式 I)

## 誓 約 書

私は、京都市が実施する改訂京都市自転車総合計画中間見直しに関する調査業務受託候補者選定の公募（以下「本件事業という。」）の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 本事業の募集要項に掲げる全ての事項を承知のうえで申し込みます。
- 2 本事業の募集要項に掲げる応募資格の欠格要件には該当しません。
- 3 本事業において提供された情報について、必要かつ適切な安全管理措置を講じ、秘密情報について善良なる管理者の注意をもって管理します。
- 4 本事業の参加申込みに携わる必要最小限の関係者に対してのみ情報を開示し、京都市の書面による事前の承諾なしに関係者以外の第三者に情報開示しません。
- 5 本件事業で知り得た情報を第三者へ漏洩した場合、これにより京都市又は第三者に生じ一切の損賠を賠償します。

平成 年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

住 所

商号又は名称

代表者名

印

(様式Ⅱ)

誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所 の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表 者名）  電話 ー ④

誓約者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

誓 約 者 並 び に そ の 役 員 及 び 使 用 人 の 名 簿

役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等（指定管理者を含む。以下同じ。）が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人（市長等が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）